破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２９号
岩手県宮古市田老字星山211番地10
債務者　佐藤みちよ
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２３年（フ）第４１１号
北海道北斗市久根別４丁目21番14号　久根別アパート２ＦＤ号室
債務者　清水　周司
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第５９６号
兵庫県姫路市飾磨区野田町89番地　プレステージ姫路Ⅳ301、住民票上の住所兵庫県姫路市家島町宮1188番地２
債務者　敷谷ちづる
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５９８号
兵庫県神崎郡市川町坂戸２番地１
債務者　中村　武貢
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６０１号
兵庫県姫路市広畑区則直48番地15、住民票上の住所兵庫県揖保郡太子町太田1301番地
債務者　藤本　由美（旧姓古門）
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第９０号
埼玉県草加市金明町245番地２　ツインハイツⅠ―105号、申立時の住所山形県米沢市春日４丁目２番101―１号
債務者　浅野　博行
1　決定年月日時　平成23年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第１４４５号
埼玉県戸田市大字新曽397番地　メゾンサファイア103号室、旧住所埼玉県戸田市喜沢南１丁目２番25―113号
債務者　田中　勝利
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６１８号
埼玉県川口市東川口４丁目29番39号　ラブディーナ東川口306号、旧住所埼玉県川口市大字西立野840番地　ジレンド小泉306号
債務者　安生　武久
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１３号
新潟県長岡市西神田町１番10号
債務者　若杉　和男
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２５０６号
名古屋市名東区勢子坊２丁目1408番地　グリーンハイツ名東302号
債務者　古田亜希子
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５９０号
名古屋市守山区森孝東１丁目303番地　トミタビル四軒家501号
債務者　柳　　準子
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４７２号
愛知県刈谷市小垣江町御茶屋下63番地55
債務者　高橋　　均
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２８０号
岡山県総社市駅前２丁目14番10号
債務者　長　貴久美
1　決定年月日時　平成23年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２６９号
茨城県石岡市根小屋580番地
債務者　岩井波津恵（旧姓平岡）
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１３５６号
埼玉県川口市栄町１丁目12番23号
債務者　西川　順子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４６３号
埼玉県上尾市本町２丁目12番18号
債務者　富川　智夫
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４８２号
埼玉県久喜市西大輪２丁目３番地19　シティハイム東鷲宮Ⅰ―201号
債務者　大下　三夫
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係